

# 民主党議員立法「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」

## **【概要】**

### **(1) 資金面での世襲の制限（1ヶ月後～）**

- 国会議員（候補者及び候補者となろうとする者を含む。（1）において同じ。）が引退したとき（引退表明をしたときを含む。）、又は死亡したときに、国会議員関係政治団体（※）の代表者を三親等以内の親族に引き継ぐことを禁止する。

※国会議員関係政治団体

- ・ 国会議員が代表者である資金管理団体その他の政治団体
- ・ 租税特別措置法に規定する寄付金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体
- ・ 国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員が代表者である支部

- 国会議員関係政治団体が、以下のA・B・Cに寄附することを禁止する。また、国会議員関係政治団体でなくなった後10年を経過していない政治団体が、以下のA・B・Dに寄附することを禁止する。

A：当該国会議員の三親等以内の親族個人

B：上記Aの国会議員関係政治団体

C：引退表明した当該国会議員（現職）本人

D：引退した当該国会議員本人等

### **(2) 政治資金に関する改革**

#### **①企業団体の政治活動に関する寄附（以下、「寄附」とする。）・パーティー券購入の禁止（3年後～）**

- 3年後に企業団体（政治団体を除く。）の寄附及びパーティー券購入をすべて禁止する。
- 寄附及びパーティー券購入は、個人又は個人の自由な意思により組織・運営されている政治団体によってされるようにしなければならない。

#### **②企業団体の政治団体に対する寄附等の指示の制限（1ヶ月後～）**

- 企業団体がその役職員等に対し、雇用関係等を不当に利用したり、政治団体の会費相当額を支払うことを約束して政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政治団体に寄附又はパーティー券購入をさせることを禁止する。

③公共事業受注企業等の寄附・パーティー券購入の禁止（１ヶ月後～３年後まで）

- 国と１件１億円以上の公共事業や物品納入等の契約をしている会社等が、政党や国会議員等に対して寄附すること及びパーティーの対価を支払うことを契約期間中及び契約終了日から１年間禁止する。
- 自治体と１件１億円以上の公共事業や物品納入等の契約をしている会社等が、当該自治体の首長・地方議会議員等に対して寄附すること及びパーティーの対価を支払うことを契約期間中及び契約終了日から１年間禁止する。
- 国・自治体から補助金や出資等を受けている会社や赤字会社等について、現行の寄附の規制に加えて、パーティー券購入も同様に規制する。

④個人の寄附の普及促進（１ヶ月後～）

- 個人の寄附の普及促進のため、現在認められている優遇措置（※）に加えて、以下の者に対する年間千円から５万円までの寄附については全額を税額控除の対象とする。

※政党本部・支部、政治資金団体については税額控除と所得控除（どちらか一つを選択）、国会議員など特定の公職にある者の後援団体等については所得控除が認められている。

A：政党

B：政治資金団体

C：国会議員が主宰し、又は主たる構成員である政治団体

D：国会議員、都道府県の議会の議員・知事又は指定都市の議会の議員・市長の職にある者の後援団体

E：上記Dの候補者（候補者となろうとする者を含む。）の後援団体（立候補した年及びその前年の寄附に限る。）

F：上記Dの候補者（選挙運動に関してされた寄附に限る。）

⑤公的助成の拡充の検討

- 公設秘書や政党交付金等の公的助成を拡充することを検討する。

以上